

渋谷区立幼稚園長 殿
渋谷区立小学校長 殿
渋谷区立中学校長 殿
放課後クラブ事業者 殿

渋谷区教育委員会

非常災害時の対応について（令和 7 年度 6 月追記）

非常時における幼児・児童・生徒の安全確保について、本区では以下のような対応をいたしますのでご確認ください。

今回、別添「学校における『熱中症特別警戒アラート』発表時の対応について（通知）」（令和 7 年 6 月 3 日付け 7 教指企第 275 号）を参照し、「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応を追記しました。

なお、その時の状況により、見通しが立たない場合や急変することもあります。気象庁や環境省から発表される気象警報等の正確な情報収集等に努め、通知が発出されない場合でも柔軟な対応をしていただきますようお願いいたします。

記

1 各園・学校の判断による場合のガイドライン

	気象災害時 (台風・大雨・大雪・暴風等)	地震発生時 (火山や噴火等も含む)
登校前	☐ 午前 6 時半の時点で、気象庁から渋谷区に 特別警報 や 警報 が発表されている場合 <u>⇒自宅待機とする。</u>	☐ 震度 5 弱以上の地震が発生した場合 <u>⇒自宅待機とする。</u>
	☐ 午前 6 時半の時点で、気象庁から渋谷区に 注意報 が発表されている場合 <u>⇒周囲に十分注意して登校する。</u>	☐ 震度 4 以下の地震が発生した場合 <u>⇒余震や道路上に気を付けて登校する。</u>
	☐ 午前 10 時の時点で、気象庁から渋谷区に 特別警報 や 警報 が継続して発表されている場合 <u>⇒臨時休園・休校する。</u>	
※留意事項 (1) 台風・地震のいずれの場合も、自宅周辺の安全状況を確認の上、無理を強いることのないよう保護者の判断で登校させる。自宅周辺が危険という連絡があれば欠席扱いにはしない。 (2) 学校からは、可能な限り Home&School による連絡や学校ウェブサイト等で、状況を保護者に伝える。		

(3) 上記以外にも、登園・登校に危険が生じる可能性がある場合や、交通機関の運休等で教職員の出勤が困難な場合は、自宅待機や休校とする。		
在校中	□特別警報・警報及び注意報が発表され、 台風の関東地方への接近が下校時刻と重なることが予想される場合 ⇒ <u>学校待機または、一斉下校とする。</u>	□震度 5 弱以上の地震が発生した場合 ⇒ <u>全ての活動を中止して安全姿勢をとる。児童・生徒の引き取りによる下校とする。</u>
		□震度 4 以下の地震が発生した場合 ⇒活動を中止して安全姿勢をとる。または、その場で待機する。 ※火事等、学校に留まることができない場合は、第 2 次避難場所の広場等への避難を行う。
下校中	□下校時に、関東地方へ台風の接近が予想される場合 ⇒ <u>下校後は外出を控え、家の中にいることを促し、道路状況に気を付けて下校するように指導する。</u>	□壁が崩れる、道路にひびが入る等、立ってられない程の地震が発生した場合 ⇒ <u>「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所で安全姿勢をとり、ゆれがおさまるまで待つように指導する。ゆれがおさまったら、身近にある「子供 110 番の家」等に避難する。または、自分の家か学校か近いほうへ向かうよう指導する。</u>
		□体に感じる程度の地震が発生した場合 ⇒ <u>周囲の安全に気を付けて、速やかに下校させる。</u>
弾道ミサイル発射等に関わる対応について		
登校前	⇒自宅待機とする。	
在校中	⇒学校待機とする。	
下校中	⇒姿勢を低くして、窓から離れ、安全姿勢をとるように指導する。	
学校等における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について		
□午後 2 時頃に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合 ⇒翌日の校内外での教育活動について、中止又は延期とする。＝ <u>自宅待機とする。</u> (過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、児童・生徒の生命を第一に考える。)		

2 各校放課後クラブの利用可否判断について

- ・非常災害時はB会員のみの利用とする。
- ・特別警報や警報等が発表されている場合は、保護者の送迎による登室・降室を行う。

平日で学校が休校となった場合	(1) 月曜日から金曜日の土日祝を除く前日午後1時まで判断が出た場合 ⇒各校の開室時間から登室可 (2) 上記以外 ⇒午前10時15分より登室可
長期休業期間や土曜日	通常の開室時間より登室可
警戒レベル3以上の場合	渋谷区に特別警報・警報が発令されていても開室するが、警戒レベル3（避難準備・高齢者から避難開始）以上で登室自粛、警戒レベル4（避難指示）以上で休室とする。

- ・「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応
- ・B会員のみの利用とする。

平日で学校の教育活動が中止又は延期となった場合	上記、特別警報や警報等が発表されている場合における「平日で学校が休校となった場合(1)」と同様の利用 ただし、 (1)可能な限り、保護者送迎による登室・降室を行う (2)行き帰りの熱中症予防のため、飲み物や日傘等を持参する (3)極力、気温の高い時間帯を避けて帰宅する
長期休業期間や土曜日	同上

【参考】

警戒レベル	
5	緊急安全確保（市町村が発令） ※市町村等が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。
4	避難指示（市町村が発令）
3	高齢者等避難（市町村が発令）
2	大雨・洪水・高潮注意報等（気象庁が発表）
1	早期注意情報（気象庁が発表）

『避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）』を元に作成』

3 給食提供について

- ・災害の状況にもよるが、食材の納品状況や出勤した調理職員の人数の中で可能な限り給食提供を行う。献立内容や食材の変更についても無理なく、安全に提供できる範囲での変更について

は各校判断において行うこととする。ただし、学校の状況で実施が不可能な場合は、午前授業とする。

- ・給食を中止する場合、納入を止められる食材については、納入を止めるなどの対応を行う。

[担 当]

教 育 政 策 課 島 田（内線 4018） 03-3463-2969

学 務 課 松 澤（内線 4600） 03-3463-2986

教 育 指 導 課 柳 田（内線 6957） 03-3463-3024

地域学校支援課 川 口（内線 4436） 03-3463-3068